

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設 ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 保育所 ・ 婦人保護施設 ・ 軽費老人ホーム ・ <u>障害者支援施設</u> ・ <u>身体障害者社会参加支援施設</u> ・ <u>視聴覚障害者情報提供施設</u> ・ 身体障害者福祉工場 ・ 知的障害者福祉工場 ・ 社会事業授産施設 <p>注2：在宅福祉事業を行うための施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>老人福祉法第5条の2に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設</u> ・ <u>老人（在宅）介護支援センターの運営について</u>（平成18年3月31日老発第0331003号） ・ <u>「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について</u>」（平成12年9月27日老発第655号） ・ <u>介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の38に規定する地域支援事業</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設 ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 保育所 ・ 婦人保護施設 ・ 軽費老人ホーム ・ <u>盲人ホーム</u> ・ <u>視聴覚障害者情報提供施設</u> ・ 身体障害者福祉工場 ・ 知的障害者福祉工場 ・ <u>知的障害者福祉ホーム</u> ・ <u>身体障害者福祉ホーム</u> ・ 社会事業授産施設 <p>注2：<u>デイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）中「第2章 訪問介護」、「第7章 通所介護」、「第9章 短期入所生活介護」、「第11章 痴呆対応型共同生活介護」</u> ・ <u>「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第78号）</u> ・ <u>「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第82号）中「第4章 児童短期入所」</u> ・ <u>「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」（平成12年9月27日老発第654号）</u> ・ <u>「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日老発第655号）</u>

改正後（新）	改正前（旧）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「保育対策等促進事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）中別添1、3、5（1） ・ 「子育て短期支援事業の実施について」（平成15年6月18日雇児発第0618004号） ・ 「児童家庭支援センターの設置運営について」（平成10年5月18日児発第397号） ・ 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成10年4月9日児発第294号）（ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。） ・ 「地域生活支援事業の実施について」（平成18年障発第0801002号） <p style="margin-top: 20px;">（2）～（3） （略）</p> <p>2 前期末支払資金残高の取扱いについて （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特別保育事業の実施について」（平成12年3月29日児発第247号）中別添2、4、9及び13 ・ 「子育て短期支援事業の実施について」（平成15年6月18日雇児発第0618004号） ・ 「児童家庭支援センターの設置運営について」（平成10年5月18日児発第397号） ・ 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成10年4月9日児発第294号）（ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。） ・ 「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第80号）中「第3章知的障害者デイサービス」及び「第4章 知的障害者短期入所」 <p style="margin-top: 20px;">（2）～（3） （略）</p> <p>2 前期末支払資金残高の取扱いについて （略）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（問6）局長通知の3の（2）の各積立金の使用計画とはどのようなものか。 また、「止むを得ない場合については使用して差し支えない」目的以外の使用とはどのような場合か。</p> </div> <p>（答）1 当該積立金は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費に充てるために積立てるものであり、特定の目的をもった特定目的積立金であることから、積立てに当たっては、用途を明確にするとともに、次のような観点で使用計画を作成すること。</p> <p>（1） 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（問6）局長通知の3の（2）の各積立金の使用計画とはどのようなものか。 また、「止むを得ない場合については使用して差し支えない」目的以外の使用とはどのような場合か。</p> </div> <p>（答）1 当該積立金は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費に充てるために積立てるものであり、特定の目的をもった特定目的積立金であることから、積立てに当たっては、用途を明確にするとともに、次のような観点で使用計画を作成すること。</p> <p>（1） 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(2) 施設整備等積立金については、建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善、業務省力化機器等の物品、備品等の購入・更新、増改築に伴う土地取得等に係る支出が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。</p> <p>なお、土地取得に要する費用を取崩すことができるのは当該施設の増改築に係る計画について、理事会の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が<u>確実な場合に限るものとする。</u></p> <p>2 目的以外の使用とは、施設整備等積立金を同一法人の当該施設以外の社会福祉施設等（局長通知別表3）の新築又は増改築に係る経費（土地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上止むを得ない場合に限られるものであること。</p>	<p>(2) 施設整備等積立金については、建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善、業務省力化機器等の物品、備品等の購入・更新、増改築に伴う土地取得等に係る支出が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。</p> <p>なお、土地取得に要する費用を取崩すことができるのは当該施設の増改築に係る計画について、理事会の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が<u>確実な場合であり、施設整備の着工前1年以内に限るものとする。</u></p> <p>2 目的以外の使用とは、施設整備等積立金を同一法人の当該施設以外の社会福祉施設等（局長通知別表3）の新築又は増改築に係る経費（土地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上止むを得ない場合に限られるものであること。</p>
<p>以下（略）</p>	<p>以下（略）</p>

○障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（案）
 （平成18年10月18日障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（下線部分が改正部分）

改正後（新）	現行（旧）
<p style="text-align: right;">障発第1018003号 平成18年10月18日 一部改正 平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等 の取扱いについて</p> <p>標記については、平成18年10月1日からの障害者自立支援法の本格実施に伴い、従来の支援費制度における事業体系から障害者自立支援法に基づく新たな事業体系へと再編されたところであるが、移行時特別積立金並びに平成18年10月以降における運営費等について、次のように取り扱うこととし、10月1日から適用することとしたので、了知の上、貴管内関係機関及び各施設に対し周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱い等について」（平成15年3月26日障発第0326002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は廃止する。</p> <p>ただし、支援費制度（平成15年4月から平成18年9月末までの間）における資金の用途等については、なお従前のおりとする。</p>	<p style="text-align: right;">障発第1018003号 平成18年10月18日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等 の取扱いについて</p> <p>標記については、平成18年10月1日からの障害者自立支援法の本格実施に伴い、従来の支援費制度における事業体系から障害者自立支援法に基づく新たな事業体系へと再編されたところであるが、移行時特別積立金並びに平成18年10月以降における運営費等について、次のように取り扱うこととし、10月1日から適用することとしたので、了知の上、貴管内関係機関及び各施設に対し周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱い等について」（平成15年3月26日障発第0326002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）は廃止する。</p> <p>ただし、支援費制度（平成15年4月から平成18年9月末までの間）における資金の用途等については、なお従前のおりとする。</p>

第1 移行時特別積立金の取扱い

1 対象施設について

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第35条又は同法附則第52条の規定による改正前の身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（小規模授産施設及び福祉工場を除く。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（小規模授産施設及び福祉工場を除く。）及び知的障害者通勤寮であって、平成14年度末までに開所した施設。（以下「身体障害者更生施設等」という。）

2 対象経費について

対象となる経費は、廃止前の「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱い等について」（昭和15年3月26日障発第0326002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第1の2に規定する経費であり、3により「移行時特別積立金」（以下、「積立金」という。）及び「移行時特別積立預金」（以下、「積立預金」という。）として計上したものとする。

3 積立金及び積立預金の取り崩しについて

積立金及び積立預金は、次のいずれかの経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。

(1) 支援費制度から障害者自立支援法に規定する事業体系への移行時における指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援を行う事業所、指定障害者支援施設又は特定旧法指定施設（以下「指定障害者支援施設等」という。）の当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金をいう。）として必要な経費

ただし、運転資金については「障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第522号）、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要

第1 移行時特別積立金の取扱い

1 対象施設について

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第35条又は同法附則第52条の規定による改正前の身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（小規模授産施設及び福祉工場を除く。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（小規模授産施設及び福祉工場を除く。）及び知的障害者通勤寮であって、平成14年度末までに開所した施設。（以下「身体障害者更生施設等」という。）

2 対象経費について

対象となる経費は、廃止前の「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱い等について」（昭和15年3月26日障発第0326002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第1の2に規定する経費であり、3により「移行時特別積立金」（以下、「積立金」という。）及び「移行時特別積立預金」（以下、「積立預金」という。）として計上したものとする。

3 積立金及び積立預金の取り崩しについて

積立金及び積立預金は、次のいずれかの経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。

(1) 支援費制度から障害者自立支援法に規定する事業体系への移行時における指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援を行う事業所、指定障害者支援施設又は特定旧法指定施設（以下「指定障害者支援施設等」という。）の当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金をいう。）として必要な経費

ただし、運転資金については「障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第522号）、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要

する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)及び「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第524号)に基づき、指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援又は指定旧法施設支援に要する費用の額として算定される額(平成18年10月又は移行月における見込額)の概ね3か月分を限度とする。

- (2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金の補填経費
- (3) 当該施設を運営する社会福祉法人が次に掲げる事業を運営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費(ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を除く。)

① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業

② 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業

第2 平成18年10月以降における運用上の取扱い

- 1 対象施設及び事業所について
対象となる施設は、指定障害者支援施設等とする。
- 2 資金の運用について
指定障害者施設支援等に支給される自立支援給付費(自立支援医

する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)及び「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第524号)に基づき、指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援又は指定旧法施設支援に要する費用の額として算定される額(平成18年10月又は移行月における見込額)の概ね3か月分を限度とする。

- (2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金の補填経費
- (3) 当該施設を運営する社会福祉法人が次に掲げる事業を運営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費(ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を除く。)

① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に限る。)、第3号の2、第4号及び第5号に規定する事業

② 社会福祉法第2条第3項第4号の2、第5号及び第6号に規定する事業

③ 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業(事業規模が小さく、①又は②の社会福祉事業(以下「障害者(児)福祉事業という。))を推進するために一体的に実施される事業に限る。)

第2 平成18年10月以降における運用上の取扱い

- 1 対象施設及び事業所について
対象となる施設は、指定障害者支援施設等とする。
- 2 資金の運用について
指定障害者施設支援等に支給される自立支援給付費(自立支援医

療費を除く。以下同じ。)は、支援費と同様、指定障害福祉サービス等を利用者に提供した対価として自立支援給付費を得ることとなるので、これを主たる財源とする施設等の運営に要する経費などの資金の用途については、原則として制限を設けない。ただし、指定障害者支援施設等は障害者自立支援法第5条に規定する事業を行う施設等であることから、当該指定障害者支援施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

- (1) 当該指定障害者支援施設等を経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する収益事業に要する経費
- (2) 当該指定障害者支援施設等を経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除く。
- (3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入については、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) 資金の繰替使用

自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業、公益事業又は収益事業へ一時繰替使用することは、差し

療費を除く。以下同じ。)は、支援費と同様、指定障害福祉サービス等を利用者に提供した対価として自立支援給付費を得ることとなるので、これを主たる財源とする施設等の運営に要する経費などの資金の用途については、原則として制限を設けない。ただし、指定障害者支援施設等は障害者自立支援法第5条に規定する事業を行う施設等であることから、当該指定障害者支援施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

- (1) 当該指定障害者支援施設等を経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業(事業規模が小さく、障害者(児)福祉事業を推進するために一体的に実施される事業を除く。以下同じ。)及び収益事業に要する経費
- (2) 当該指定障害者支援施設等を経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除く。
- (3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等(公益事業及び収益事業を除く。以下同じ。)へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入については、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) 資金の繰替使用

自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、

支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(3) 役員等の報酬

自立支援給付費を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、この様な法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。

4 その他の事項

(1) 適正な会計処理

ア 指定障害者支援施設等の会計は、その施設の経営状況を明らかにするため、適正な会計処理を行うこと。

イ 各会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該指定障害者支援施設等の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。

(2) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」通知との関連

平成18年10月以降の指定障害者支援施設等の運営に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号3局長連名通知）及びこれに関連する通知は、適用されない。

差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(3) 役員等の報酬

自立支援給付費を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、この様な法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。

4 その他の事項

(1) 適正な会計処理

ア 指定障害者支援施設等の会計は、その施設の経営状況を明らかにするため、適正な会計処理を行うこと。

イ 各会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該指定障害者支援施設等の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。

(2) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」通知との関連

平成18年10月以降の指定障害者支援施設等の運営に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号3局長連名通知）及びこれに関連する通知は、適用されない。

改正後(新)	改正前(旧)
<p>第1 平成11年度末時点において生じた繰越金等の取扱い</p> <p>4 積立金及び積立預金の取り崩しについて</p> <p>(1) 積立金及び積立預金は、当該施設を経営する社会福祉法人が次に掲げる事業を経営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。 <u>(ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。))の繰上償還のための経費を除く。)</u></p> <p>a <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業</u></p> <p>b <u>社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>第1 平成11年度末時点において生じた繰越金等の取扱い</p> <p>4 積立金及び積立預金の取り崩しについて</p> <p>(1) 積立金及び積立預金は、当該施設を経営する社会福祉法人が次に掲げる事業を経営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。</p> <p>a <u>社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第3号に規定する事業</u></p> <p>b <u>社会福祉法第2条第3項第4号及び第10号に規定する事業</u></p> <p>c <u>社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業のうち、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第5項に規定する居宅サービス事業及び同条第18項に規定する居宅介護支援事業に該当する事業</u></p> <p>d <u>社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業のうち、高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業(当該社会福祉法人の主たる事業と一体的に実施されるものに限る。)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>第2 平成12年以降における運用上の取扱い</p> <p>2 資金の運用について</p> <p>指定施設サービス等に要する費用の額(以下「施設報酬」という。)は、施設報酬を主たる財源とする施設の運営に要する経費など資金の用途については、原則として制限を設</p>	<p>第2 平成12年以降における運用上の取扱い</p> <p>2 資金の運用について</p> <p>指定施設サービス等に要する費用の額(以下「施設報酬」という。)は、<u>従来の運営費(措置費)と異なり、指定施設サービス等を利用者に提供した対価として報酬を得ること</u></p>

けない。ただし、指定介護老人福祉施設は、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであることから、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

(1) 収益事業に要する経費

(2)～(3) (略)

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) (略)

(3) 施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(4) (略)

となるので、施設報酬を主たる財源とする施設の運営に要する経費など資金の用途については、原則として制限を設けない。ただし、指定介護老人福祉施設は、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであることから、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

(1) 当該特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業(ただし、介護保険法第7条第5項に規定する居宅サービス事業及び同条第18項に規定する居宅介護支援事業並びに高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業であって当該社会福祉法人の主たる事業と一体的に実施されている事業を除く。以下同じ。)及び収益事業に要する経費

(2)～(3) (略)

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等(公益事業及び収益事業を除く。以下同じ。)へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険施設、指定居宅サービス事業及び指定居宅介護支援事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) (略)

(3) 施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(4) (略)